

地方自治法概説〔第6版〕

宇賀克也

2015年3月刊/456頁/本体2900円+税
A5判/並製



編集
担当者
から

本書は初版の刊行から10年以上経ちました。この間、定期的に改訂をして、地方分権をはじめとする目まぐるしい動きに的確に対応してきました。今や地方自治法学の定番・ロングセラーであることは言うまでもありません（実際に私、別件である自治体の法制課を訪問したときに見聞きしましたので間違いありません）。このことだけでも、本書をアピールするのに十分ですが、実は本書の魅力はコラムにもあります。「全国学力テストは地方自治の原則に反する?」「民主党政権時の『地域主権』という言葉はどこへ行った?」「『大阪都』構想は法的に可能?」「埋立地にある閑空はどの市町村のもの?」「県境が決まっていない土地がある?」「ホームレスの住所はどこにある?」「原発事故避難者の行政サービスはだれが提供する?」「市町村合併後の名称はどうやって決める?」「道州制の議論はどうなった?」「自治会・町内会の法的な位置づけは?」といった興味深い内容が満載です（コラムのタイトルは私が脚色したもので、実際とは異なります）。ぜひこのようなコラムも味わいながら、本書をご活用下さい。(S)

Point!

P

各章冒頭には、その章で学ぶべきポイントが明示されており、復習などに便利です。

30 第1章 地方自治の法

法人格を付与している。地方公共団体は単に権利義務の帰属主体であるにとどまらず、統治団体であり、国と同様、行政主体と称されることもある。

法人の設立には法律の根拠を要する（第33条）。市町村が条例で、その区域内に法人格を持った下部団体を設立することはできない。

Column 住居表示

併存に伴い、市町村名が変更し、従前の歴史的・文化的価値のある市町村名が消滅してしまうことが少なくない。そして、住民が訴訟を提起して、市町村名の変更を阻止しようとする場合もあった。そのため、1967年に住居表示に関する法律が改正され、併存方式によって住居表示しようとする場合において、新たな町等の区域を定めた場合には、当該町等の名称は、できる限り従来の名称に準拠すべきことと明定され、さらに、同法5条の2において、町名等の変更について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならないこととされ、公示された案にかかるとする町等の区域内に住所を有する者で市町村の議員および長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、市町村長に対し、公示の日から30日を経過する日まで、50人以上の連署をもって、理由を付して、その案に対する変更の請求をすることができることとされた。市町村の議会は、当該変更の請求にかかるとする町等の区域の新設等に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該議案にかかるとする町等の区域内に住所を有する者から意見を聴いた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

なお、上記の改正がなされる前の住居表示に関する法律の下での町名変更の専断であるが、裁判例等により、行政事件等（第131号）は、「町名は、住居の日常生活にとって密接な関係をもつものであるけれども、元来、それは、単なる地域特定のための名称にとどまり、個人が特定の町名を自己の居住地等の表示に用いることによる利益不利益は、通常、当該土地を含む区域に現に特定の名称が付けられていることから生ずる事実上のものであるにすぎないのであって、当該区域内の住民の利益保護の土地に密接な関係をもつものであるからして、前記町名の町名を元来に変更されたいという利益が法的に保障されているものと解すべき関係は存在しない」ともなり、これを他の特定の町名に変更すべきことを求める権利を有するものではないとした。

31

第2章 普通地方公共団体

Column

1) 地方自治法は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共

団体に分類している。前者には都道府県と市町村がある。

2) 憲法上の地方公共団体の意義について、最高裁は、単法上の地方

公共団体として位置づけられるという点だけで決定す。事実上

住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っている

という社会的基礎が存し、沿革にみても、また従来の行政の上

においても、相当程度自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自

治の基本的機能を付与された地域公共団体であることを要すると判示

している。

3) 市町村は一般に憲法上の地方公共団体と解されているが、都道府

県については意見が分かれている。

4) 自治体制度は必ずしも一律でないが、近隣の自治体間、道・市

地方公共団体として位置づけられるのが一般的である。

5) 2000年に「自治体特別区域における区域行政の推進に関する法律」

が制定された。同法施行令で北海道が道州制特別区域となる特定区域

として指定されている。

6) 日本国憲法は、すべての住民は、少なくとも1つの憲法上の地方

公共団体に属することを義務に課している」と解されている。

7) 市町村は、組織面において若干の相違があるし、市の組織も完全

に一律でないが、その意味は狭小であり、基本的には一律の組織構造

となっている。

8) 市制の特長として、(政) 都道府県、中核市の制度がある。

9) 市町村の合併の特例に関する法律においては、合併を促進するた

めに、議会の議員の定数の上限に関する特例、職員の身分取扱いの配

慮、地方税の不均一課税等が定められている。

10) 市町村は条例で地域自治体を設置することができる。地域自治

体には地域協議会がある。市町村は、条例で定める市町村の組織に

関する重要事項であつて地域自治体の区域にかかるとを決定し、ま

たは変更しようとする場合には、あらかじめ、地域協議会の意

見を聴かなければならない。

11) 合併に際して、合併関係市町村の協議により、1または2以上の

関係市町村の区域であつた区域を単位として、5年以下の期間、特別